

令和5年 第3回臨時会

浪江町議会会議録

令和5年11月17日 開会

令和5年11月17日 閉会

浪江町議会

令和5年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（11月17日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	12

浪江町告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和5年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年11月2日

浪江町長 吉田栄光

- 1 日 時 令和5年11月17日（金） 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
（1）物品購入契約の締結について（宅地用除草剤購入（単価契約））

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

不応招議員（なし）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第3回浪江町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和5年11月17日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第75号 物品購入契約の締結について（宅地用除草剤購入（単価契約））

出席議員（14名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君

欠席議員（1名）

15番 紺野榮重君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長栄光君	副	町山本邦一君
副	町成井長祥君	総務課長兼 津島支所長兼 選挙管理委員会書記長	戸浪義勝君
住	民課長柴野一志君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	掃部関久君	次長	兼中野長夕華子君
書記	岡本記ちり君		

-
- 議長（平本佳司君） おはようございます。
傍聴される方に申し上げます。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするよう
お願いいたします。
-

◎開会の宣告

- 議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は14人であります。
定足数に達しておりますので、令和5年第3回浪江町議会臨時会
を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のと
おりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、8番、佐々木
茂君、10番、高野武君、11番、渡邊泰彦君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りと決定いたしました。
-

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第3、議案第75号 物品購入契約の締結に
ついて（宅地用除草剤購入（単価契約））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） おはようございます。

議案第75号 物品購入契約の締結について（宅地用除草剤購入（単価契約））についてご説明をいたします。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） おはようございます。

それでは、議案書により説明させていただきます。

- 1、契約の目的、宅地用除草剤購入（単価契約）。
- 2、納品場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約単価、3,300円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額300円。

5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区栄町1丁目15、株式会社諸井緑樹園、代表取締役諸井道雄。

6、納期、議会の議決を得た日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、議案第75号資料1をご覧ください。

事業の概要でございます。

1の目的、町内にある宅地の適正管理を目的として、町内に宅地を所有している方に除草剤を配付するため、物品購入を行うものでございます。

2の購入品目でございますが、名称がネコソギエースV粒剤、容量が2キログラムで100から400平米用となります。

予定数量が6,000箱、推定総額が1,980万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額180万円。

記載の推定総額についてでございますが、本契約は表題に記載のとおり単価契約でございますが、議案書で説明のとおり、契約単価として3,300円を予定しております。これに予算段階で見積もった予定数量の6,000箱を乗じた金額を推定総額としております。

予定数量の6,000箱につきましては予定でございますが、申請の状況によって変わってくることもあることから、推定総額としていくところでございます。

次に、資料2をご覧ください。

本契約に係る入札結果については、記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 買うことはいいんですけれども、度々私も言っているんですが、早い者勝ちじゃなくて、早い者勝ちでなくて、平等に配付されることを望んでおりますので、そういう点に留意して事を進めていただきたいなど、こう思っていますのでよろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 平等に配付してほしいということでのご質問をいただきました。

要は、予算段階で数量として見積もったのは、近隣町村の実績があるところで大体世帯の、通年として3割ぐらいの配付ということで、それを参考に予算を見積もったところでございますけれども、幸いにも請差のほうございまして、あるいは上限3箱までということで、ちょっと開きがあつてどこまでもっていただけるか分からないところの中で、ある程度若干の余裕も出てくるものと考えております。そういった中でできるだけ公平に行き渡るような形で対処してまいりたいと考えております。

可能性として、でございますけれども、仮に途中で在庫が切れてしまった場合においても、その時点で、例えばこれは今時点での考えでございますけれども、予約を取って、時間はちょっとたつかもしれないませんが、3月の補正予算でその予定数量だけ補正予算を、上程させていただくなどして対応するなどの考えもあるものでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） これの予算は今年度限りなのか。あとは、除草を1回すれば、また次年度も同じような状態になるという可能性は十分考えられますが、今年度限りの予算なのか、その辺を。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 今年度限りの予算なのかということでございますけれども、議決をいただいたのは今年度の予算でございますので、今年度限りでございます。

ただしでございますけれども、以前から町内環境の美化、除草剤等につきましては、いろんなご意見をいただいているところでございますので、今回配付をして、そういったその配付の状況とか、あるいは環境美化に至っているかなど、様々な点を総合いたしまして、次年度継続するのが望ましいかどうか、そういったところを判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 来年度以降はまたこれから考えるということでもありますけれども、ただし、やはり今年度申込み、先ほどあったように申込みが殺到して、あぶれた人が出るという可能性も十分考えられますので、次年度以降も予算計上するとなれば、やはり今年度あぶれた人を優先的に配付というか、当たるというような形は取られるのか、その辺も確認したいと思います。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 今年度あぶれた人の対応といたしまして、できれば、先ほど発言申し上げたとおり、今年度のあぶれた方、今段階の数量であぶれるような方については、できるだけ今年度のうちにそういったところがないように対応してまいりたい。同じような公平性を保つためには、そういった中で今年度実施して、改めてその不足がないように次年度の予算に反映していきたいと考えているところでございます。これは、あくまでも次年度実施する場合についてでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） この散布量なんですけれども、1回当たりの散布量なんです。ご存じだと思いますけれども、除草剤というのは1回だけで効かないです。年に2回、3回ってやらないとやっぱり効かないんですよ。1回だけなのか。あと何年も続けてなのか。やっぱり抵抗力ついて、違う除草剤使わないと今度効かないんです。もう強くなって。だから、これ1回だけですか。確認します。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 継続的に実施することで効果が表れるということで、貴重な意見をいただいたところでございますけれども、今のところは、今年度、これまで対象となるような財源が見つからなくて、こういったところに手を出せなかったというところもございまして、今夏、猛暑によって雑草の繁茂が著しいということで、

町民の方からご連絡を多々いただいているところでございまして、その夏ぐらいにちょうど必要な財源を見つけたということもあって、その財源を活用して出させていただいたということで、今のところは1回限りの予算としているところでございます。

今いただいた意見や、さらに先ほど申し上げましたとおり、いわゆるその申込みの状況、それから環境美化につながっているかどうかなどなどを踏まえまして、改めてどのような対策が必要かというのは検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ございませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） この件に関しては、12月の一般質問で環境問題として一緒にやろうと思っているんで、ちょっと基本的なところだけ、ひとつお願いします。

まず、このネコソギエースって多分レインボー薬品のやつだと思うんですけども、この入札状況でちょっといちゃもんじゃないんですけども、これ、どこでも仕入れをできる商品で、値段の問題はいろいろあると思うんですが、浪江の業者さんでも扱っているところがたくさんあったと思うんです。

それで、指名競争入札になっているんですけども、この辺どんな意図があったのか。別に価格とかそういったものを言っているわけではなくて、その競争入札の指名、どんなふうにしたのかというのと、もう一点は、先ほどから今年度限りなのかというようなことを、いろいろ今言われているところですけども、あくまで私有地で、法人には配らないという方針だと思うんですけども、今、町の状況を見ると、一般質問のときにやろうと思うんですけども、要するに法人、要するに銀行とかいろんな公共に近いような法人、そういうところの草対策もかなり必要になっているというふうな認識があるんですけども、その辺を、ちょっと町はどういうふうにかえたのかいうのをちょっと教えてください。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、私のほうからまず指名の内容についてお答えをいたします。

まず、指名競争入札に参加するには、指名競争願を出していなければなりません。その中から今回の選定条件は、令和5、6年度の入札指名参加者名簿の物品購入という項目がございまして。その中で取扱品目、農林水産資材類のうち、肥料、農薬、農産、園芸資材に登録のある者を選定しております。また、その中から、本店、また

は支店を福島県内に有する者として指名をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 除草剤の配付対象範囲についてということ、法人に対しての配付なども考慮しないのかという点でございますけれども、これはちょっと縦割りの感じになってしまいますけれども、予算を議決いただいた後に住民説明会などで、こういった事業をやるということで説明会をしてから、例えば農業用で使えるものではないのかとか、農業用に使いたいんだがとか、そういった話とか様々な意見をいただいているところでございまして、一応、私どもの所管として、広く一般住民の方に対するサービスということで、その法人とか企業支援とかいったところとは別に考えて事業の立案をさせていただいたところでございまして、今回これを実施するに当たって、そういった様々な意見出てくると思われますので、そういったことに対しては全体としてそれを見ていきながら、庁内連携して検討してまいらなくちゃいけないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 14番。

そもそもの配付対象者、補正のときは町内居住者という、多分説明だったと思うんです。今回の目的には、町内に宅地を所有している方ということなものですから、この対象者を明確にもう一度、あと補足で言うと、帰還困難区域も町内の所有している宅地はあるわけですから、そこは対象外なのか、そういうことをちょっと明確に説明願います。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 町内に宅地を所有している方が、基本的に対象としているところでございまして、帰還困難区域についても対象の範囲にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） つまり町内に宅地を持っているのであれば、まだ解除になっていないところでも配付の対象者になるということですね。じゃ、その告知はしっかりして、明確にさせていただきたいということが一つです。

あと、この財源が、多分コロナ関係の財源をうまく有効に使っていると思うんです。今ほど来の議論にもありました、あと住民説明会でもありました。やはり除草対策は、これは町にとって喫緊の課題であり、コロナ関係の財源がなくなった場合、つまり来年度でもしっかりこの辺はF-R-E-Iも来ることだし、美化環境整備、あとは冬になれば枯れ草になりますから防火対策、あとは鳥獣対策と、いろいろな効果にも有効になりますので、ぜひ、これは単年度で、今年度で終わるのではなくて、引き続き継続して財源を捻出して行っていただきたいと思います。

何か答弁があればお願いします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 今のご質問にお答えいたします。

様々近隣の町村等で、従来からこの除草剤の対策についてはやってきたというふうなところで、我々も様々財源について探ってきたところ、今回、今、山崎議員からご質問いただきましたコロナ関係の物価高騰交付金を充てるというふうなことにしたところであります。

今回の除草剤の配付につきましては、浪江町としましては初めての事業というふうなことになりますので、今年度の対策の効果やニーズ等も十分に踏まえながら、来年度以降の見直しであるとか、事業の継続についてしっかりと検討しながら、また併せまして財源の確保についても進めてまいります。

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 今ほど14番議員からも話があったんですけども、宅地用の除草剤購入、この数量だけれども、この目的の中の、町内に所有している方に配布する。この中の容量的の、2キログラム当たり100から400平米だと。ということは、大体1,200平米、一反超しかない。このほかに、私のところに兄貴から電話来たんですけども、やっぱりアパート経営とかやっている方もおられますよね。農家は宅地の面積が広いですよ、実際。という環境の中で、今年は、これでいいと思うんですけども、来年以降、予算組む場合については、やっぱりバランスもあると思うんですが、予算的に若干規模考えていただいて、もう少し手広くできるような形であってほしいと思うんですよ。やっぱり継続的にいくというのが一番意味のあることなんで。答弁はよろしいんで要望としますけれども、今後はそういう感じでやってほしい。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第75号 物品購入契約の締結について（宅地用除草
剤購入（単価契約））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いた
しました。

これをもって、令和5年第3回浪江町議会臨時会を閉会いたしま
す。

お疲れさまでした。

（午前 9時20分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署名議員 佐々木 茂

署名議員 高 野 武

署名議員 渡 邊 泰 彦